

# JAIST産学官共創フォーラム データサイエンス共創研究会 会則

## 第1条（名称）

当研究会をJAIST産学官共創フォーラム・データサイエンス共創研究会（通称：データサイエンス共創研究会）と称する。

## 第2条（事務局）

当研究会は、事務局を石川県能美市旭台1-1 一般社団法人JAIST支援機構内に置く。

## 第3条（目的）

当研究会は、一般社団法人JAIST支援機構・産学官共創フォーラム（通称：JAIST産学官共創フォーラム）の研究事業として実施され、産業界におけるデータサイエンス駆動型アプローチの導入とデータサイエンス技術開発に向けて、参加者の経験・知恵を共有し、共創的に学習・研究することを目的とする。

## 第4条（活動）

当研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 年7回程度の研究会（勉強会、ワークショップ含む）
- ② その他、当研究会の目的を達成するために必要な活動

2 当研究会の活動報告はJAIST産学官共創フォーラムの総会にて行う。

## 第5条（会員）

会員は、本研究会の趣旨に賛同したJAIST産学官共創フォーラムの会員をもって組織する。

## 第6条（入会）

入会は、座長が認めるものとし、事務局に所定の加入手続きにより行う。

## 第7条（脱会）

当研究会を脱会する場合は、座長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

## 第8条（研究会参加費）

当研究会の会員は、JAIST産学官共創フォーラムの会費とは別に、研究会の参加費として次の金額を納入しなければならない。

- ① 幹事会員 年額 70,000円
- ② 法人会員 年額 70,000円
- ③ 個人会員 年額 70,000円
- ④ 公共会員 年額 70,000円
- ⑤ 学術会員 年額 70,000円
- ⑥ 特別会員 年額 70,000円

2 幹事となった幹事会員は、参加費を免除する。

- 3 各活動への参加人数は、各会員から申請し、座長が認めることで決定する。
- 4 上記参加費以外に費用が必要な場合は、別に定める。

#### 第9条（役員）

当研究会に次の役員を置く。

- ① 座長 1名
  - ② 幹事 若干名
- 2 座長は、当研究会を代表し、会務を総理する。
  - 3 幹事は、座長を補佐し、当研究会の企画・運営を行う。
  - 4 座長は、J A I S T産学官共創フォーラムの会長が指名する。
  - 5 幹事は、J A I S T産学官共創フォーラムの会長が同フォーラムの幹事会員の中から指名する。

#### 第10条（事務）

当研究会の事務は、一般社団法人 J A I S T 支援機構の職員がつかさどり、研究会の座長、幹事は、これに協力するものとする。

#### 第11条（補則）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則1

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

制定 令和3年4月1日

改定 令和4年6月1日

第4条 研究会の回数を変更

第8条 会費を団体単位とし、金額を変更

第8条 参加人数の上限を廃止して座長の許可制に変更

改定 令和5年5月1日

第4条 研究会の回数を変更